

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第 3 3 6 会計隊長 山崎 誠  
(公印省略)

次のとおり一般競争入札（売払）に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い
- (2) 数 量：別紙「内訳書」のとおり
- (3) 規 格：別紙「内訳書」及び仕様書のとおり
- (4) 搬出場所：三子牛山演習場内（石川県金沢市）
- (5) 搬出期限：代金納付の日から 5 日以内（ただし令和 8 年 8 月 3 1 日（月）までに搬出）
- (6) 解体期限：引き渡し後、3 ヶ月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」で C 等級以上の資格を有し、かつ競争参加地域「東海・北陸」が有効である者であること。
- (4) 使用済車両の再資源化に関する法律（平成 1 4 年法律 8 7 号）第 4 2 条に基づく引取業者として、事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けているもの。
- (5) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む。）
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (9) 第 7 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）に示す 4 つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の 3 業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた者に限定する。

- (11) 前号により下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを認めない。

### 3 下請負申請書の提出等

- (1) 提出期限：令和8年7月2日（木）17時00分まで
- (2) 注意事項：下請負承認申請書を提出する場合は、下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により事実確認をし、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。
- (3) 前号に示す電話等による事実確認期間は、令和8年7月9日（木）17時00分までとする。

### 4 契約条項等を示す場所

- (1) 第336会計隊 契約班
- (2) 中部方面会計隊ホームページ
- (3) 適用する契約条項
  - ア 基本条項  
不用物品売払契約条項
  - イ 特約条項  
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、売払い物品の解体に関する特約条項

### 5 入札説明会（現場確認）の場所及び日時

- (1) 場 所：三子牛山演習場
- (2) 日 時：令和8年6月10日（水）から令和8年7月9日（木）までの間、希望者に対し個別に実施する。希望者は、事前に希望日時を連絡する。（担当者：釣賀（つりが）、内線：319）

### 6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊金沢駐屯地 第336会計隊商議室
- (2) 日 時：令和8年7月16日（木）13時30分

### 7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金  
免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金  
免除。ただし、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### 8 落札の決定方式

総額で、かつ予定価格以上の最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が1人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

### 9 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札書に記載された入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札
- (4) 到着期限に未着であった郵便入札
- (5) 電報及びFAX等による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

### 10 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

### 11 代金の納付

現金または納入告知書による納付とする。

### 12 特記事項

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。  
また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (3) 監督官等の許可又は立会することなく解体及び破砕をし、該当車両と判別できない場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額を違約金として徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

### 13 売払代金に関する事項及び物件引渡の時期

- (1) 物品引き渡しの時までには納付しなければならない。
- (2) 納付は、現金または納入告知書による払込で、現金の場合は指定の時間までに会計隊事務室にて完了する。
- (3) 代金を納付した日から原則として5日以内に引取を完了する。
- (4) 所有権の移転時期は、当該物件の解体及び破砕の完了を届け出て、契約担当官が承認した時

14 貿易管理令に基づく輸出制限

当該売り払い車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

15 その他

- (1) 入札書に記載する入札金額は、消費税相当額を含めた金額を記載する。
- (2) 原則、郵便による入札とする。
  - ア 到着期限は、競争入札執行日の前日17時00分とする。
  - イ 入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着を確認する。
- (3) 代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出する。
- (4) 入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載する。
- (5) 入札参加までに、「**全省庁統一資格の資格審査結果通知（写）**」、「**取引業者登録通知書（写）**」、「**第2項（10）及び第3項に示す書類、仕様書で示す書類を提出し、参加の一報をする。**」提出書類については、FAX可
- (6) 搬出・積込等は買取者の責任において実施し、物品の引取に要する費用は買取者の負担とする。
- (7) 市場価格調査への協力を依頼する。市場価格調査票を、令和8年7月9日（木）1700までに提出する。
- (8) 連絡先
  - ア 入札に関するご連絡  
〒921-8104  
石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊 担当：吉田  
TEL：076-241-2171（内線348）  
FAX：076-241-2374（直通）
  - イ 仕様書に関するご連絡  
陸上自衛隊金沢駐屯地 業務隊 釣賀（つりが）（内線：319）

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
使用済自動車（被けん引車、二輪、 大型特殊等）の売払い	GV-Z001016	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年6月 1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	金沢駐屯地業務隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。h n

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

#### 1.2.2

##### 自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

#### 1.2.3

##### 引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

#### 1.2.4

##### 解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

#### 1.2.5

##### 売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

### 1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

## 2 売払いに関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破碎及び売払いにおける解体証明書又は破碎証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破碎を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。  
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破碎のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

### 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

### 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

### 2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破碎を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 <sup>b)</sup>	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 <sup>c)</sup> を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
4	解体証明書 <sup>d)</sup>			作業完了後15日以内	図2による。
5	破砕証明書 <sup>d)</sup>				図3による。
<p><b>注<sup>a)</sup></b> 調達要領指定書によって指定する。</p> <p><b>注<sup>b)</sup></b> 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。</p> <p><b>注<sup>c)</sup></b> 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。</p> <p><b>注<sup>d)</sup></b> 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。</p>					

### 4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

### 4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

### 4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

### 4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
〇〇 〇〇 殿

住 所  
会社名  
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い  
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
  
- 2 引取り日（搬出日）
  
- 3 解体作業内容
  
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

## 解体証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

## 図2-解体証明書の様式

年 月 日

### 破 碎 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調達要領指定書

	調達要求番号	売払命令番号第 号																		
	調達要求年月日	8.6.																		
	作成部隊	金沢駐屯地業務隊																		
	作成年月日	8.6.1																		
品名	使用済車両売払い																			
仕様書番号	GV-Z001016																			
指定事項	<p>1 売払車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務車1号</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務車2号</td> <td>台</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1/4tトレーラ</td> <td>台</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>リサイクル料金預託済み車両リストは別表第1のとおり  材料別重量区分表は別表第2のとおり</p> <p>2 売払い車両の引渡し先は三小牛山演習場内（石川県金沢市）とする。  3 引渡し時期：契約日～令和8年8月31日までの期間  4 提出書類においては、本仕様書4.1に定めた事項を遵守し、管理科輸送班に提出するものとする。</p>				品名	単位	数量	備考	業務車1号	台	1		業務車2号	台	7		1/4tトレーラ	台	5	
品名	単位	数量	備考																	
業務車1号	台	1																		
業務車2号	台	7																		
1/4tトレーラ	台	5																		

## 別表第1

## リースサイクル料金預託済み車両リスト

連番	方面別	自動車番号	車台番号	品名	エアバッグ有無	エアコン有無	情報提供部隊等	不用決定承認文書番号(年月日)	物品区分	リースサイクル券番号
1	MA	030373	JY12-027266	業務車1号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第254号 (7.6.10)	V	0504-0049-0332
2	MA	032856	WHNY11-716350	業務車2号(4×4)	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第254号 (7.6.10)	V	0504-0049-0659
3	MA	033149	Y12-111152	業務車2号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第254号 (7.6.10)	V	0504-0049-0536
4	MA	032429	GJ3-1101962	業務車2号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第254号 (7.6.10)	V	0904-0036-2002
5	MA	032430	GJ3-1101963	業務車2号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第254号 (7.6.10)	V	0904-0036-2019
6	MA	033148	Y12-111151	業務車2号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第228号 (7.5.30)	V	0504-0049-0523
7	MA	033140	Y12-111105	業務車2号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第433号 (7.8.21)	V	0504-0049-1362
8	MA	033141	Y12-111107	業務車2号	1	1	石川地方協力本部	陸幕武化第254号 (7.6.10)	V	0504-0049-2790
					以下	余白				

材質別重量区分表 (単位:Kg) (リサイクル法対象車両)

等級	車種 車番	業務車1号	業務車2号	業務車2号	業務車2号	業務車2号	業務車2号	業務車2号	小計	備考
		03-0373	03-2856	03-3149	03-2429	03-2430	03-3148	03-3140		
鉄	鋳物	75.9	65.1	65.1	65.1	65.1	65.1	65.1	466.5	注: 1t当たりの 解体工数 4人/時
	H2	242.8	208.4	208.4	208.4	208.4	208.4	208.4	1,493.2	
	H3	250.6	211.3	211.3	211.3	211.3	211.3	211.3	1,518.4	
	H4	474.3	414.5	414.5	414.5	414.5	414.5	414.5	2,961.3	
銅	並	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	下	2.0	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	12.2	
真鍮	真鍮	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	鋳物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	アルミ	17.2	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	106.0	
	鉛	5.4	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	33.6	
	ガラス	36.4	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	224.2	
	ゴム	37.1	28.1	28.1	28.1	28.1	28.1	28.1	205.7	
	未価値品	58.3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	358.3	
	加減算質量								0.0	
									0.0	
									0.0	
	縦計	1200.0	1029.9	1029.9	1029.9	1029.9	1029.9	1029.9	7,379.4	

別表第2-2

等級	車種 車番	業務車2号	1/4tトレーラ	1/4tトレーラ	1/4tトレーラ	1/4tトレーラ	1/4tトレーラ	1/4tトレーラ	小計	合計	備考
鉄	鋳物	65.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	105.1	571.6	注: 1t当たりの 解体工数 4人/時
	H2	208.4							208.4	1,701.6	
	H3	211.3	225.5	225.5	225.5	225.5	225.5	225.5	1,338.8	2,857.2	
	H4	414.5	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	454.5	3,415.8	
銅	並	0.0							0.0	0.0	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	下	1.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	6.7	18.9	
真鍮	真鍮	0.0							0.0	0.0	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	鋳物	0.0							0.0	0.0	
	アルミ	14.8							14.8	120.8	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	鉛	4.7							4.7	38.3	
	ガラス	31.3							31.3	255.5	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	ゴム	28.1	34.5	34.5	34.5	34.5	34.5	34.5	200.6	406.3	
	未価値品	50.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	90.0	448.3	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
	加減算質量								0.0	0.0	
									0.0	0.0	1t当たりの 使用材料 アセチレン0.6Kg 酸素2.2m <sup>3</sup>
									0.0	0.0	
	縦計	1029.9	285.0	285.0	285.0	285.0	285.0	285.0	2,454.9	9,834.3	

承認申請  
書  
下 請 負  
~~届 出~~

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

1 \_\_\_\_\_ を下請負者として、  
公告第35号（令和8年6月10日）「使用済車両売払い」に関する契約につ  
いて別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。

~~お届けします。~~

~~2年度分~~

---

承 認 書

公告第35号（令和8年6月10日）「使用済車両売払い」の契約に係る事  
項について \_\_\_\_\_ に請け負わせることを下記条件を付し  
て承認する。

記

- 1
- 2
- 3

承認番号 \_\_\_\_\_ 下請負第 \_\_\_\_\_ 号

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長 山崎 誠

- 注：1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること  
2 不要の箇所は抹消すること

- 1 下請負を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由
  
- 2 下請負を必要とする理由
  
- 3 下請負の範囲
  
- 4 下請負部分にかかる契約金額又は見積額
  
- 5 契約相手方と下請負を行わせようとする者との下請負部分に係る納入条件（納期、納入場所等）
  
- 6 その他必要と認める事項

注 年度区分においての届け出は、項目 1、2、3 とする。

申込日年月日： . . .

# 参加申込票

## 注意事項等

- 1 入札参加を希望する場合は本申込票に必要事項 (太枠線内) を記入し下記の3の連絡先まで FAXしてください。また、参加を予定している入札の区分の欄に、チェックの表記をお願いします。
- 2 入札書を郵送する場合  
郵送する封筒の表に 入札件名、入札日時 を 朱書き により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認を実施してください。
- 3 連絡先  
第336会計隊 契約班 担当：吉田  
TEL 076-241-2171 (内線：348)  
FAX 076-241-2374
- 4 入札関係書類等について  
参加申込確認後、メールまたはFAXの方法にて送付致します。

公開日	令和8年6月10日	
件名	使用済車両売払い	
入札日時	令和8年7月16日(木) 13時30分～	
入札場所	陸上自衛隊金沢駐屯地 第336会計隊 商議室	
会社名		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
担当者名		
参加方法 (該当する欄に○をして下さい)	持参	郵便

# 入札書

1 件 名： 使用済車両売払い

2 金 額： ¥ \_\_\_\_\_ (消費税を含む)

3 内 訳

品 目	型 式	単 位	数 量	単 価	金 額
業務車 1 号	ニッサンDBA-JY12	両	1		
業務車 2 号 (4×4)	ニッサンCBF-VHNY11	両	1		
業務車 2 号	ニッサンDBA-Y12	両	4		
業務車 2 号	ホンダDBE-GJ3	両	2		
1/4 t トレーラ	千代田T29	両	1		
1/4 t トレーラ	ソーシンT29	両	4		
	以下余白				
小 計					
消 費 税					
合 計					

4 引渡場所：三子牛山演習場 (石川県金沢市)

5 引渡期限：令和8年8月31日 (月)

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社 (私 (個人の場合)、当団体 (団体の場合)) は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 7 月 16 日

分任契約担当官

陸上自衛隊金沢駐屯地

第336会計隊長 山崎 誠 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

【金沢駐屯地】 市場価格の調査について、7/9（木）1700までにメール又はFAXにて送付をお願いします。

## 市 価 調 査 書

1 件 名： 使用済車両売払い

2 金 額： ¥ \_\_\_\_\_ (消費税を含む)

3 内 訳

品 目	型 式	単 位	数 量	単 価	金 額
業務車1号	ニッサンDBA-JY12	両	1		
業務車2号(4×4)	ニッサンCBF-VHNY11	両	1		
業務車2号	ニッサンDBA-Y12	両	4		
業務車2号	ホンダDBE-GJ3	両	2		
1/4tトレーラ	千代田T29	両	1		
1/4tトレーラ	ソーシンT29	両	4		
	以下余白				
消 費 税					
合 計					

4 引渡場所：三子牛山演習場（石川県金沢市）

5 引渡期限：令和8年8月31日（月）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊金沢駐屯地

第336会計隊長 山崎 誠 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

【金沢駐屯地】 市場価格の調査について、7/9（木）1700までにメール又はFAXにて送付をお願いします。

### 市場価格調査書

1 件 名：使用済車両売払い

2 金 額： (消費税を含む)

3 内 訳 (有償の場合は△で記入) (金額単位：円)

区 分	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	
屑価格	鉄	鋳 物	kg	571.6			
		H2	kg	1,701.6			
		H3	kg	2,857.2			
		H4	kg	3,415.8			
	銅	並	kg				
		下	kg	18.9			
	真 鍮	真 鍮	kg				
		鋳 物	kg				
		アルミ		kg	120.8		
		鉛		kg	38.3		
		ガラス		kg	255.5		
		ゴ ム		kg	406.3		
		未価値品		kg	448.3		
	小 計			9,834.3			
引取り費用	積降トラック等に要する費用		式	1			
解体費用	単価は1日8時間とした場合の日当		日				
	計						
	消費税						
	合 計						

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者電話番号  
担当者氏名  
担当者電話番号